

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年11月4日
【会社名】	イオンモール株式会社
【英訳名】	EON Mall Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大野 恵司
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
【電話番号】	043(212)6450
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経財担当 速水 英樹
【最寄りの連絡場所】	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
【電話番号】	043(212)6474
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員経財担当 速水 英樹
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2025年10月14日
【発行登録書の効力発生日】	2025年10月22日
【発行登録書の有効期限】	2027年10月21日
【発行登録番号】	7 - 関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 200,000百万円
【発行可能額】	200,000百万円 (200,000百万円) (注) 発行可能額については、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、2025年11月4日(提出日)であります。
【提出理由】	2025年10月14日付で提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正するため及び「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するため、本訂正発行登録書を提出します。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

<イオンモール株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報>
本発行登録の発行予定額のうち、金(未定)円を社債総額とするイオンモール株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)(以下「本社債」という。)を、下記の概要にて募集する予定であります。

各社債の金額：1億円

発行価格：各社債の金額100円につき金100円

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

<イオンモール株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報>

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目6番1号
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号

(注) 元引受契約を締結する金融商品取引業者は上記を予定しておりますが、各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定であります。

(2)【社債管理の委託】

該当事項なし

3【新規発行による手取金の使途】

(訂正前)

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

設備資金、借入金返済資金、コマーシャルペーパー償還資金、社債償還資金、運転資金及び投融資資金に充当する予定であります。

(訂正後)

<イオンモール株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報>

(1)【新規発行による手取金の額】

本社債の払込金額の総額(未定)円(発行諸費用の概算額は未定)

(2)【手取金の使途】

設備資金、借入金返済資金、コマーシャルペーパー償還資金、社債償還資金、運転資金及び投融資資金に充当する予定であります。

なお、本社債の手取金については、全額を「グリーンファイナンス・フレームワーク」(下記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載)の適格クライテリアを満たすプロジェクトに対する新規投資及び既存のリファイナンスに充当する予定であります。

「第一部 証券情報」「第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<イオンモール株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報>
グリーンボンドとしての適合性について

当社は、イオンモール株式会社第(未定)回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)(以下「本社債」という。)を発行するにあたり、以下のとおり、「グリーンファイナンス・フレームワーク」(以下「本フレームワーク」という。)を策定しました。本フレームワークは、「グリーンボンド原則2025」((注)1.)、「グリーンローン原則2025」((注)2.)、「グリーンボンドガイドライン(2024年版)」((注)3.)並びに「グリーンローンガイドライン(2024年版)」((注)4.)に基づき策定しており、これらの原則等との適合性に対するセカンドオピニオンを株式会社格付投資情報センターより取得しております。

(注)1. 「グリーンボンド原則2025」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下グリーンボンド原則といいます。

(注)2. 「グリーンローン原則2025」とは、ローン市場協会(LMA)、アジア太平洋地域ローン市場協会(APLMA)及びローンシンジケーション&トレーディング協会(LSTA)により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下グリーンローン原則といいます。

(注)3. 「グリーンボンドガイドライン(2024年版)」とは、グリーンボンドについてグリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2024年11月に最終改訂したガイドラインをいいます。

(注)4. 「グリーンローンガイドライン(2024年版)」とは、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2020年3月に策定・公表し、2024年11月に最終改訂したガイドラインをいいます。

グリーンファイナンス・フレームワークについて

1. 調達資金の使途

本フレームワークに基づいて調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすプロジェクトに対する新規投資及び既存のリファイナンスに充当される予定です。なお、既払の支出等に充当する場合は、有効期限のある認証を取得した適格プロジェクトについては資金調達時点で有効期限内のプロジェクトを対象とし、それ以外のプロジェクトについてはグリーンファイナンスの資金調達から遡って36ヶ月以内に実施されたプロジェクトを対象とします。

適格クライテリア (適格プロジェクト分類)	適格プロジェクト	関連するSDGs
グリーンビルディング/エネルギー効率	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の(1)もしくは(2)を満たす建物の建設、改修、更新に係る費用並びに物件取得に係る費用 (1) 下記のいずれかの認証を取得した(あるいは取得予定)であること <ul style="list-style-type: none"> - CASBEE建築におけるA, Sランク - 2024年3月末日以前に取得したBELS(平成28年度基準)における5つ星 - 2024年4月1日以降に取得したBELSにおける事務所等()用途はレベル5以上、病院等()用途はレベル4以上(非住宅) 建築物省エネ法に基づく省エネ性能表示制度に基づく - DBJ Green Building認証における3つ星, 4つ星, 5つ星 - LEED認証におけるSilver, Gold, Platinum - BREEAM認証におけるVery good, Excellent, Outstanding - ZEB認証におけるZEB, Nearly ZEB, ZEB Ready, ZEB Oriented - LOTUS認証におけるGold, Platinum - EDGE認証におけるCertified, Advanced, Zero Carbon - GreenRE認証におけるGold, Platinum - GREENSHIP(New Building)におけるPlatinum - 緑色建築設計標識における二星級, 三星級 - 東京都建築物環境計画書制度における評価段階2, 評価段階3 (2) 建築物の省エネ性能を示す指標(BEI等)がZEB基準の水準相当を満たしていること 	<ul style="list-style-type: none"> 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の設置 ・再生可能エネルギーに由来するCO2フリー電源の購入 	<ul style="list-style-type: none"> 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナーシップで目標を達成しよう
クリーン輸送/再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・EV充放電設備の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 12 つくる責任つかう責任 17 パートナーシップで目標を達成しよう

適格クライテリア (適格プロジェクト分類)	適格プロジェクト	関連するSDGs
生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のいずれかの生物多様性に配慮したまちづくり・環境創出の認証を取得するための緑地づくりや管理・利用などの取り組みに係る費用 - ABINC認証（認証団体：いきもの共生事業推進協議会 ABINC (Association for Business Innovation in harmony with Nature and Community) - SEGES認証（認証団体：SEGES評価・認定委員会） - SITES認証（認証団体：Green Business Certification Inc. (GBCI)） - JHEP認証（認証団体：公益財団法人日本生態系協会） 	<ul style="list-style-type: none"> 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 13 気候変動に具体的な対策を 15 陸の豊かさを守ろう 17 パートナリシップで目標を達成しよう

2. プロジェクトの評価と選定プロセス

本フレームワークに基づくグリーンファイナンスの資金使途とする適格クライテリア及びそれを満たす適格プロジェクトについては、財務部が候補を選定し、地域サステナビリティ推進部、建設計画部等社内関係各部との協議を経て、当社の経営会議及び取締役会で審議の上、最終決定します。各プロジェクトの適格性の評価にあたっては、潜在的にネガティブな環境面の影響に配慮しているものであり、以下の項目について対応していることを確認しております。

<工事に伴う騒音・振動>

- ・設置国・地域・自治体で求められる環境関連法令等の遵守及び設備認定・許認可等の取得
- ・必要に応じた環境アセスメント等の手続
- ・地域住民への十分な説明

<環境汚染、持続可能な調達>

- ・当社の企業倫理・行動基準、人権方針、調達方針、環境方針、コーポレート・ガバナンスガイドライン等に沿った調達、環境汚染の防止、労働環境・人権への配慮の実施

3. 調達資金の管理

本フレームワークに基づく調達資金の管理は、当社の財務部が行います。同部にて適格プロジェクトに係る支出を管理し、資金の充当額及び未充当額を追跡します。関係会社が主体となる適格プロジェクトについては、当社からプロジェクトを実施する関係会社に出資等を行います。資金充当状況については、年次で経理担当役員による確認を行います。なお、調達資金は、適格プロジェクトに充当するまでの間、現金または現金同等物にて管理、もしくは譲渡性預金等、安全性及び流動性の高い資産で運用します。

また、適格プロジェクトへの充当時期の遅れ以外の理由により未充当金が発生することが明らかになった場合は、プロジェクトの評価及び選定のプロセスに従い、適格クライテリアを満たす他のプロジェクトを選定し、資金を充当します。資金充当完了後も、資金使途の対象となるプロジェクトに当初の想定と異なる事象の発生や売却が生じた場合、当該事象及び未充当金の発生状況に関し、当社ウェブサイト等で速やかに開示を行います。

4. レポートニング

当社は、資金充当状況レポートニング及びインパクト・レポートニングについて、当社ウェブサイト等にて開示します。初回の開示は、グリーンファイナンス調達から1年以内に行う予定です。なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、調達資金の充当後に計画に大きな影響を及ぼす状況の変化が生じた場合は、適時に開示する予定です。

資金充当状況レポートニング

当社はグリーンファイナンスで調達した資金が全額適格プロジェクトに充当されるまでの間、調達資金の充当状況に関する以下の項目について、年次で開示する予定です。

- ・ 調達金額
- ・ 充当金額、未充当金の残高及び運用方法
- ・ 調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額または割合

インパクト・レポートニング

当社はグリーンファイナンス調達から償還されるまでの間、適格プロジェクトによる環境改善効果に関する以下の項目について、実務上可能な範囲において、年次で開示する予定です。

適格プロジェクト	レポートニング項目
環境性能の高い建物の建築、改修、更新に係る費用並びに物件取得に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境認証を取得する物件の概要 ・ 認証取得状況（認証取得後は取得した認証の水準）
太陽光発電設備の設置 再生可能エネルギーに由来するCO ₂ フリー電源の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電設備の導入実績 ・ 年間発電量 ・ 調達した電力量、CO₂排出削減量
EV充放電設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ EV充放電設備の導入実績 ・ CO₂排出削減量
生物多様性に配慮したまちづくり・環境創出の認証を取得するための緑地づくりや管理・利用などの取り組みに係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得した認証の種類 ・ 認証対象面積